

# 所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び 所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についての意見提案手続 ご意見と市議会の考え方

令和4年4月15日から5月6日までの期間に実施した「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）への意見を募集します」について、1人の方からご意見をお寄せいただきました。

寄せられたご意見と、条例（案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。  
お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

## 1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和4年4月15日（金）から5月6日（金）まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

## 2. 意見総数

人数 1人（内訳：直接持参0人／郵送0人／FAX0人／電子メール1人／電子申請0人）

## 3. 寄せられたご意見等

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	第15条の2 「新型コロナウイルス感染症その他」は不要ではないでしょうか。 入れたままの文を作っても将来削除される気がします。	新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、オンラインによる方法での委員会開催の契機となったことから、あえて新型コロナウイルス感染症とその他重大な感染症を並列で表記しています。貴重なご意見として、承りました。

【問い合わせ先】 所沢市議会事務局  
TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222  
E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp